

政令第 号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三号を第十六号とし、第三号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 福島県及び長崎県の区域

第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 北海道の区域

二 宮城県及び熊本県の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国家戦略特別区域として、北海道の区域、宮城県及び熊本県の区域並びに福島県及び長崎県の区域を追加する必要があるからである。